

## 「エタボキサム」、「チアジニル」、「ベンゾビンジフルピル」、「ミクロブタニル」及び「ジニトルミド」の食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に基づく食品健康影響評価について

農薬等の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において定められている。今般、下記の農薬等の残留基準を設定するにあたって、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記について、農薬等としての食品中の残留基準を設定することとしている。

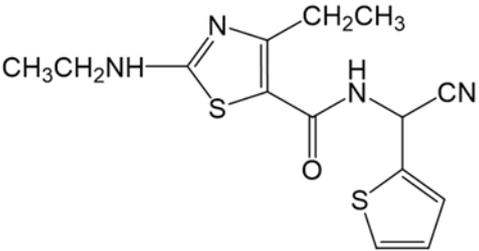
1. エタボキサム（農薬）
2. チアジニル（農薬）
3. ベンゾビンジフルピル（農薬）
4. ミクロブタニル（農薬）
5. ジニトルミド（動物用医薬品）

## エタボキサム

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和元年7月2日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	エタボキサム(Ethaboxam)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	チアゾールカルボキサミド系殺菌剤である。病原菌の孢子形成等を阻害することで殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、ぶどう等 今回、キャベツ、ブロッコリー等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: うり科野菜、ぶどう等 カナダ: 小麦、大麦等 EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成21年11月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年 9月24日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.05 mg/kg体重/日	

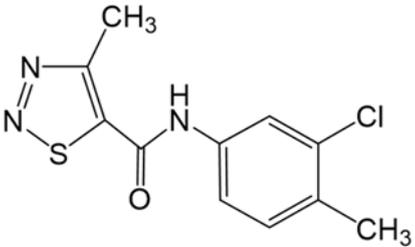
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## チアジニル

### 1. 今回の諮問の経緯

・令和元年6月20日、農林水産省からの畜産物への基準値設定の要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	チアジニル (Tiadinil)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	チアジアゾールカルボキサミド系の骨格を有する殺菌剤である。植物病原菌に対する抵抗性を誘導し、防除作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。	
	適用作物: 稲 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<b>【1】</b> 平成19年 3月 5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年10月25日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.04 mg/kg体重/日	

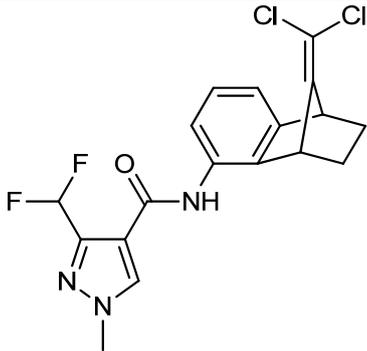
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ベンゾビンジフルピル

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成 29 年 12 月 19 日及び令和元年1月 22 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年2月5日付け食安発第 0205001 号、最終改正令和元年 10 月 30 日生食発 1030 第1号)に基づく **インポートトレランス**による残留基準の設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ベンゾビンジフルピル (Benzovindiflupyr)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ピラゾールカルボキサミド系の殺菌剤である。ミトコンドリアの電子伝達系のコハク酸脱水素酵素を阻害することにより、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされていない。	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.05 mg/kg 体重/日 (2013) ARfD = 0.1 mg/kg 体重 (2013)
	国際基準	小麦、コーヒー豆等
	諸外国	米国: ブルーベリー、コーヒー豆等 カナダ: ブルーベリー、コーヒー豆等 EU: りんご、ぶどう等 ニュージーランド: 小麦、乳等 豪州: 基準なし インポートトレランス申請: ブルーベリー、コーヒー豆等 (米国)
食品安全委員会での評価等	<b>【1】</b> 平成27年 2月13日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 9月 8日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.012 mg/kg体重/日 ARfD = 0.1 mg/kg体重	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ミクロブタニル

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・令和元年 11 月 27 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号、最終改正令和元年 10 月 30 日生食発 1030 第 1 号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ミクロブタニル (Mycrobutanil)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。菌類の細胞の構成成分であるエルゴステロール生合成の過程で、2,4-メチレンジヒドロラノステロールの脱メチル化を阻害することにより、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、ねぎ等 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/日 (2014) ARfD = 設定の必要なし(一般の集団)、0.3 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性) (2014)
	国際基準	ぶどう、仁果類等
	諸外国	米国: ラズベリー、パパイア等 カナダ: ぶどう、ラズベリー等 EU: ラズベリー、バナナ等 豪州: ぶどう、いちご等 ニュージーランド: ぶどう、仁果類等 インポートトレランス申請: ラズベリー、パパイア等(米国)
食品安全委員会での評価等	<b>【1】</b> 平成20年 3月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年 5月21日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【2】</b> 平成22年12月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年 8月11日 食品健康影響評価結果 受理 <b>【3】</b> 平成28年10月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年 3月28日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.024 mg/kg体重/日 ARfD = 2.4 mg/kg体重(一般の集団)、0.31 mg/kg体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)	

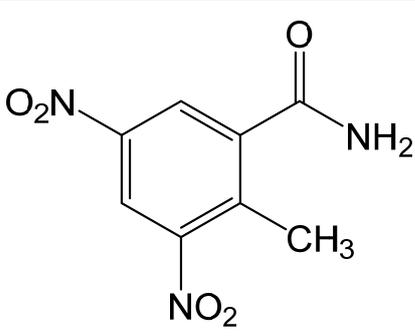
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## ジニトルミド

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	ジニトルミド(Dinitolmide) ※別名:ゾーリン(Zoalene)	
構造式		
用途	抗原虫薬及び合成抗菌薬	
作用機構	コクシジウム原虫のスポロゾイト～メロゾイトの時期に分裂増殖を抑制することにより、作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	【動物用医薬品】 鶏を対象動物として承認されている。	
国際機関、海外での状況	JECFA	リスク評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: 鶏及び七面鳥 カナダ: 鶏及び七面鳥 EU: 基準なし 豪州: 家きん ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【エタボキサム】

- ・作物残留試験
- ・急性神経毒性試験
- ・21日間反復経皮投与毒性試験
- ・小核試験
- ・染色体異常試験
- ・免疫毒性試験

【チアジニル】

- ・家畜代謝試験
- ・家畜残留試験

【ベンゾビンジフルピル】

- ・急性経口毒性試験
- ・急性経皮毒性試験
- ・急性吸入毒性試験
- ・皮膚刺激性試験
- ・眼刺激性試験
- ・皮膚感作性試験
- ・肝ミクロソーム代謝比較試験
- ・作物残留試験

【ミクロブタニル】

- ・作物残留試験